

生計困難者への無料低額宿泊所
生活支援事業所「さくら」運営規程

社会福祉法人敬義会

「生計困難者への無料低額宿泊所」

生活支援事業所「さくら」運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人敬養会が開設する生計困難者への無料低額宿泊所（「生活支援事業所さくら」（以下「事業所」という。）は、地域・社会への貢献事業として、生計困難者に対して宿泊場所を提供して一定期間内に自立できるように支援していくことを目的に、事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（運営の方針）

第2条 生計困難者への無料低額宿泊所事業は、生計困難者であって自立支援が必要と認められる者に対して、宿泊所を提供し一定期間、自立支援に向けた指導を行い利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように努めるものである。

（事業の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 生活支援事業所「さくら」
- (2) 所在地 広島県府中市木野山町箱田奥前 1537 番地 1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、職員及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施 設 長 1名
施設長は、事業所の従業者の管理及び生活支援サービスの管理を行うとともに、地域との連携や苦情処理などの業務にあたる。
- (2) 生活相談員 1名
生活相談員は、利用者の自立支援業務を行うとともに、就労支援のために、関係機関との連絡調整業務を行う。

（利用定員）

第5条 事業所の定員は、9人とする。

（定員の遵守）

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を越えて入所させない。

（サービスの内容及び利用料）

第7条 事業所が提供するサービスの内容及び利用料は次のとおりとする。

- ① 宿泊所利用
- ② 各種手続きの代行、社会生活上の便宜の提供

③ 医師の診察の手配

④ 健康管理

⑤ 相談・支援

ア 利用料金

1 居室（個室エアコン完備） 無料

2 水道光熱費 無料

3 食 費 朝食 1 日 305 円 1 ヶ月 9,150 円

夕食 1 日 355 円 1 ヶ月 10,650 円

イ その他の料金

1 ベット・タンス・寝具

無料

（入居に当たっての留意事項等）

入居に当たっての留意事項等は次のとおりとする。

1 持ち込めない物

・ 危険物

2 留意事項

・ 喫煙は喫煙場所ですること

（非常災害対策）

第8条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第9条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、生活保護法の認知研修をはじめ、次のような研修の機会を設けると共に業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後6ヶ月以内

（2）継続研修 年1回

（3）その他の研修

2 従業員は、正当な理由がなく、その職務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことなく保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬義会と事業所施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。